平成２２年（フ）第２０号
大分県豊後大野市三重町百枝2106番地３
破産者　三重建設株式会社
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第２１号
開始決定時の住所大分県豊後大野市三重町赤嶺2590番地２、最後の住所大分市大字猪野1237番地　ソレーユＣ201
破産者　亡玉田敏昭相続財産
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第５４号
宮崎県児湯郡新富町大字日置4118番地１
破産者　有限会社長友基礎工業
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２５６６号
福岡市博多区博多駅南２丁目８番35号
破産者　株式会社セイワケース
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４１号
福岡市博多区井相田３丁目12番15号
破産者　有限会社オー・ディー・エー
１　決定年月日　平成25年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８２６号
福岡市中央区平尾２丁目16番２号
破産者　株式会社チヨダ
１　決定年月日　平成25年２月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１２３５号
埼玉県川口市戸塚東３丁目38番24―401号エレガンス・シャトウ、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市東川口４丁目26番17号
破産者　瀬戸　紀保
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
愛知県豊田市保見ケ丘３丁目１番地、従前の住所愛知県豊橋市曙町字若松55番地56　Ｅ―201
破産者　菅野　　昇
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第６５２１号
神戸市兵庫区会下山町３丁目３番６号、住民票上の住所大阪市中央区南新町２丁目２番８号
破産者　青木　貞明
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７５８号
大阪府枚方市出屋敷元町２丁目４－７、開始決定時の住所大阪府枚方市堂山１丁目18番７号
破産者　イヅツ工業こと　井上　英宏
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１８号
大阪府富田林市甲田２丁目３番21―401号、前住所大阪府富田林市宮町３丁目4274番地４
破産者　婦木　福江
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
鹿児島県姶良市平松5686番地
破産者　永井　勝子
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４３号
東京都江東区冬木16―12、開始決定時の住所鹿児島県姶良市船津2808番地６
破産者　白澤　　透
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
鹿児島県姶良市船津2808番地６
破産者　白澤ひとみ（旧姓宮里）
１　決定年月日　平成25年２月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
宮城県登米市豊里町二ツ屋169番地
破産者　森高　浩幸
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第１３０号
富山市三上87番地３
破産者　小村　宗紀
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６９号
長野県上田市常田１丁目９番13号　雅ビル、前住所長野県上田市中之条30番地４
破産者　白石　文彦
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第４６６号
静岡市清水区折戸５丁目５番12号
破産者　鈴木　浩文
１　決定年月日　平成25年２月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部